

鳥取市告示第392号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

令和6年5月28日

鳥取市長 深澤義彦

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域  
鳥取市南安長二丁目578番2ほか（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物  
砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物
- 3 当該区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第10号に該当する自然由来特例区域である。

（別図は省略し、その図面は鳥取市市民生活部環境局環境保全課に備え置いて閲覧に供する。）